

番 号 : 170673

国 名 : ブラジル

担当部署 : 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム

案件名 : 地域警察活動普及プロジェクト 終了時評価調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年10月上旬から2017年11月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 派遣期間 整理期間  
5日 23日 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 9月20日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着) 提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報 >調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約) >業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月6日 (金) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ブラジル/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は、本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種 : 無

## 6. 業務の背景

ブラジル国地域警察活動普及プロジェクト（以下、「本プロジェクト」とする。）は、2015年から2018年の期間で実施中の案件であり、法務市民省国家保安局（National Secretary of Public Security、以下「SENASP」とする。）及びサンパウロ州軍警察（以下「PMESP」とする。）他と共に市民警察活動政策の推進を支援している。

SENASPは2003年に定めた国家複数年度計画（PPP）の中で「公共保安のための国家統一システム（SUSP）」を制定、その中で犯罪の抑制と平和的文化の構築のために「地域警察」を導入することを定めている。また2007年には「公共保安のための住民連携国家プログラム（PRONASCI）」も開始されており、2012年末までに実施予定の94のアクションを行う為、SENASPでは、約67億7百万レアルの予算が確保されている。その他連邦政府成長加速プログラム2（PAC2）の中では2011年にブラジル国内の交番を890カ所に増やすことが言及されている。

SENASPが全国を対象に地域警察普及員研修を開催するなどし「地域警察」の概念が様々な形で導入されているが、その実践にあたっては技術や情報不足、警察組織内部や地域住民の理解不足などの問題を抱えている。サンパウロ州では1999年の「地域警察」導入から12年間の実践経験があり、また日本による協力（本邦研修、技プロ）も得て交番・駐在所を中心とした「日本式地域警察」活動が既に進行中である。そこで、サンパウロ州における普及・定着を進め、またそれをモデルとしてブラジル国内の12州を中心に「地域警察」実践を拡大することを目的として2008年から2011年まで技術協力プロジェクトが実施された。PMESPでは交番システムの拡大している中で、地方の370カ所の警察官の出張所を随時交番に変えることも行っている。サンパウロ州における普及・定着を進め、またそれをモデルとしてブラジル国内の14州を中心に「地域警察」実践を拡大することを目的として本プロジェクトが要請された。

本プロジェクトでは、PMESPによる交番システムの経験が全国へ普及され、交番システムに係る警察官の専門知識／技術向上の仕組みがより強化されることを目的とし、①ブラジル全州へ交番システムに係る警察官の専門知識／技術向上の仕組み強化、②ブラジル全州における交番システムの促進及び活用を支援している。現在、3名の直営長期専門家を派遣中である。

ブラジルにおける政権交代等の影響を受け、プロジェクトカウンターパートの異動が多く発生したことにより、カウンターパートの本プロジェクトへの理解及び活動内容の交渉・決定・調整等に時間を要したという外部要因を考慮した上での評価分析実施が必要となる。

本調査の目的は、2018年1月のプロジェクト終了を控え、カウンターパート機関と合同で本プロジェクト活動の実績、目標達成度、成果を評価すると共に、今後の方向性について確認して合同評価報告書に取りまとめるとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2017年10月上旬）

- ① 既存の文献・報告書等（中間レビュー報告書、プロジェクト活動報告書、専門家業務完了報告書、現地セミナー報告書、モニタリング調査報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）・実施プロセスを整理・分析し、普及活動の範囲を一覧表にする。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他

- ブラジル側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（和文・英文）を作成する。
- ④ 調査団内の検討のため、評価グリッド（案）を用いて評価デザイン（案）を検討する。
  - ⑤ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地派遣期間（2017年10月中旬～11月上旬）

- ① JICAブラジル事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ ブラジル側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、JICA事務所及びプロジェクト経由で事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理、面談記録作成を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びブラジル側C/P等とともに評価５項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う
- ⑥ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑧ 現地調査結果のJICAブラジル事務所等への報告に参加する。

（３）帰国後整理期間（2017年11月上旬～2017年11月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）及び（２）のすべてとする。

- （１）終了時評価報告書（案）（英文）
- （２）終了時評価報告書（案）（和文）

いずれも、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒アトランタ/シカゴ/ダラス/デトロイト/トロント/ヒューストン/ワシントン・アブダビ/ドーハ/ドバイ⇒ブラジル⇒アトランタ/シカゴ/ダラス/デトロイト/トロント/ヒューストン/ワシントン・アブダビ/ドーハ/ドバイ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

- （１）業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年10月14日（土）～2017年11月5日（日）を想定しています（出発日・調査期間ともに変更の可能性有）。本業務従事者は、他の調査団員に1週間先行して現地調査を開始予定です。

- ② 本業務に係る調査団構成（予定）は、以下の通り。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 警察協力総括（警察庁）
- ウ) 協力企画（JICA）

エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③言語

ポルトガル語で業務遂行可能であることが望ましい。

④便宜供与内容

以下6点は、当機構ブラジル事務所による便宜供与を行います。

- ・ 空港送迎
- ・ 宿舍手配
- ・ 通訳手配
- ・ 車両手配
- ・ アポイントメントの取り付け
- ・ 所内執務スペースの提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

過去のブラジル警察支援に関する報告書が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ ブラジル国 交番システムに基づく地域警察活動普及プロジェクト事前評価調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000254816>
- ・ ブラジル国 交番システムに基づく地域警察活動普及プロジェクト終了時評価調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000007950>
- ・ ブラジル国 地域警察活動プロジェクト運営指導 (中間評価) 報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000172684>
- ・ ブラジル国 地域警察活動プロジェクト終了時評価報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000246032>
- ・ ブラジル及び中米諸国における地域警察協力に係る情報収集・確認調査最終報告書 (要約)  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000013010>
- ・ ブラジル及び中米諸国における地域警察協力に係る情報収集・確認調査最終報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000013012>
- ・ ブラジル及び中米諸国における地域警察協力に係る情報収集・確認調査最終報告書 添付資料  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000013025>

また、本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。

(受領と共に右に同意いただいたものとします。)

- ・ 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・ 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAブラジル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の

趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以 上